

札幌保健医療大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第42条に基づき、札幌保健医療大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	栄養学科	学士（栄養学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第42条の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 学位記は、卒業証書を兼ね別記様式のとおりとする。

(学位の取消)

第4条 学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は教授会を経て授与した学位を取り消し、これを公表する。

2 前項により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

(学位記の再交付)

第5条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記し、所定の再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(規程の運用)

第6条 本規程に定めのない事項については、教授会に諮り学長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。